

日本における工業補習学校普及の阻害要因

—ドイツとの比較において（I）—

福田 修

The Factors of Checking the Widespread of Technical Continuation Schools in Japan
— In Comparison with those in Germany (I) —

FUKUDA Osamu

(Received September 26, 2008)

はじめに

日本における実業補習学校は、文部大臣井上毅のもとで1893（明治26）年に制度化された。井上の実業補習学校政策の重点は工業補習学校におかれていた。実業教育費国庫補助法による補助金交付の方針は、農・商業の補習学校よりも工業補習学校に多く配分しようとするものであった¹。しかしながら、その後の実際の実業補習学校の普及状況は、一貫して農業補習学校中心の普及の様相をしめし、工業補習学校の設置数は停滞の状況をしめた。

日本において工業補習学校が普及、発達しなかった要因については、これまで種々の点から分析され論及されている。その主な論点を整理すると、大きく次の4つにわけられる。第1は、就学保障の制度が欠如していたことである。日本においては、ドイツの営業令のような青少年労働者の補習学校への就学の義務づけや雇用主への通学時間保障の義務づけが制度化されておらず、1日10時間をこえる長時間労働に従事する青少年が工業補習学校に通学することは不可能であったとする²。

第2は実業補習学校の理念や制度など、実業補習学校に内在する要因である。これにはいくつかの論点がある。①教育目的や教科目構成において普通教育を重視し、実習を軽視していることが工業の教育に適さなかったとする³。②小学校に併設されることになってきたことにより、施設の整備や学科の分化の点で工業の教育に不利となったとする⁴。③産業との連携を欠いた学理と実技の二元化論的発想があり、それが普通教育や徳育を重視する発想とあいまって、実業補習学校が地方産業の近代化との関連ではなく、義務教育年限の延長問題や地方改良運動との関連で利用される結果をもたらしたとする⁵。

第3は工業や企業の側の問題である。これにもいくつかの論点がある。①軽工業中心の工業は職業技術の準備教育を必要としていなかったとする⁶。②徒弟制度が残存し、産業界は実業補習学校による職業教育を必要としていなかったとする⁷。③資本家は労働者の技術水準を教育によって高めて生産性を向上させることよりも、低賃金長時間労働によって利潤を上げようとしていたとする⁸。④企業の内部に企業内技能訓練制度を基礎とする労働者の階層構造が成立するようになり、工業補習学校など外部の公的な教育機関を利用する必要性が認められなかったとする⁹。

第4は、教育を受ける側の意識で、職工の社会的地位が低く親も子も職工となるのには小学

校教育で十分であるとしたとする¹⁰。

周知のように、日本の実業補習学校はドイツの実業補習学校をモデルとして制度化されたものである。そこで、以上の論点をドイツにおける工業補習学校（gewerbliche Fortbildungsschule¹¹）と比較して検討してみると、いくつかの疑問が生ずる。すなわち、ドイツの工業補習学校の教科目構成は、一般的にドイツ語、算数、図画が大部分の学校に共通する科目で、これに模型製作、自然科学（物理、化学）、幾何、投影図法、作文、簿記等から科目が付加されるというものであり¹²、日本の工業補習学校の教科目構成、修身、読書、習字、算術、工業に関する科目（図画、模型、幾何、物理、化学、重学、工芸意匠、手工）と大差はなく、日本の実業補習学校が特に普通教育を重視していたとはいえない。また、ドイツの工業補習学校も作業場をもたないのが一般的であり、実習は課さず学科の教授のみを分担しているのである¹³。設置の形態についても、民衆学校に併設されたものが一般的で、独立の校舎をもつのは大都市の工業補習学校に限られていた¹⁴。業種に対応して各種の小学科を設置することはドイツにおいても理想的な事とされていたが、それが実現していたのはやはり大都市の工業補習学校に限られていた¹⁵。したがって、これらの点から見たかぎりでは日本の実業補習学校とドイツの工業補習学校とは似かよっており、それらを日本において工業補習学校が発展しなかった理由とすることはできない。また、産業との連携を欠いた学理と実技の二元化論的発想があったとする場合、その根拠として実業補習学校が小学校に併置されることになっていったことと、小学校教員が実業補習学校の教師を兼務していたことがあげられている。しかしながら、1893年の実業補習学校規程は教員については、「小学校教員又ハ其ノ資格アル者又ハ相当ノ普通教育ヲ受ケ実業ノ知識又ハ経験ヲ有シ地方長官ノ許可ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツヘシ」（第11条）として、小学校教員だけでなく産業人をも採用すべきことを規定している。また、第13条では、「実業又ハ教育ニ経歴アル者及其ノ学校ノ設立維持ニ功勞アル者ヲ以テ商議員トシ其ノ学校ニ関スル事件ヲ商議セシムルコトヲ得」として、産業人を学校の運営に参加させる制度を規定しているのである。したがって、学理と実技との教育的連携の考慮が実業補習学校の教育理念のなかに当初から欠けていたと結論づけることはできない。工業や企業の側の問題においては、工場工業の点から検討されているが、ドイツの工業補習学校は手工業をおもな対象として発展したものであり、工場工業においては工業補習学校が利用されながらも、工場学校（Werkschule）がそれに適したものとして発展していく¹⁶。したがって、工業補習学校は工場工業とのかかわりで検討される以前に、まず手工業とのかかわりで検討する必要がある。

以上のように、日本の工業補習学校の普及・発展をさまたげた要因とされるものを検討してみると、それは日本のモデルとなったドイツの工業補習学校にもみられる性格であって、必ずしも工業補習学校の発展をさまたげた要因ということとはできないのである。したがって、日本の工業補習学校が普及・発展しなかった理由については、あらためてドイツとの対比で検討してみることが必要となる。本稿においてはまずドイツの工業補習学校が普及・発展した要因について手工業とのかかわりにおいて分析し、そしてそれとの比較で日本の工業補習学校の普及をさまたげた要因を検討する¹⁷。

第1章 ドイツの実業補習学校

第1節 手工業保護政策と工業補習学校

ドイツの工業補習学校（gewerbliche Fortbildungsschule）は、手工業における徒弟制度の教育機能の衰退にたいして、それを補完するものとして発展したものである¹⁸。19世紀初頭か

らドイツ諸邦に営業の自由が導入されたことにより、手工業の徒弟制度は危機におちいる。19世紀の半ばには、親方と徒弟との関係は師匠と弟子という教育関係の実質を失いかけていたとされる¹⁹。すなわち、徒弟の側においては年期途中で徒弟契約を破棄して、工場工業に移動してしまう現象がひろまった。他方、親方の側においては、この徒弟の逃亡と営利競争の激化により徒弟の養成に意欲をうしない、徒弟を単純労働にのみ従事させて単なる若年労働者として搾取する傾向がみられた。親方と徒弟の双方の側に、熟練技能の養成にたいする無関心が広まったのである。このような徒弟制度の職業教育機能の低下は、ドイツ工業の国際競争力の低下につながるものとして放置しておくわけにはいかなかった²⁰。また、資本主義的工業化の進展により社会民主主義政党と労働組合の勢力が発展する傾向があらわれ、手工業者などの中間階級の没落を防ぐための政策がとられることとなる²¹。ここにおいて、教育関係としての実質を失いかけていた手工業の徒弟制度を再編成し、それを含んだ職業教育体系を作り上げていく政策がとられていくことになるのである。以下にその過程を概観してみよう²²。

1869年北ドイツ連邦営業令は²³、19世紀初めからのドイツ諸邦への営業の自由の導入を集約したものである。同令は、中世以来の営業上の制限や特権を廃止し、徒弟関係については当事者同士の自由な契約に基づくものとした。そして、この徒弟制度とその職業教育を監督する機関についてはなにも規定しなかつたし、徒弟年期の修了を証明する職人試験についても規定をもたなかつた。すなわち、これにより徒弟制度を中世以来のツフツト的規制から解放したのである。しかしその一方において、同令は「地区条例（第142条）により、18歳以下の職人、手伝い職人および徒弟……にたいして地区の補習学校に通学することを義務づけ、雇用主と養成主にたいして通学に要する時間を保障することを義務づけることができる」（第106条）と規定し、徒弟や養成主などに補習学校の教育を利用する機会を与えている²⁴。この後、1869年営業令は自由放任主義として批判され、徒弟制度を規制してその職業教育の機能を強化する方向で修正が加えられていく。1881年の修正においては、手工業者の組織「イヌング」が公法団体として認められ、徒弟制度の監視の義務、職業教育の振興、職人試験・親方試験の実施と合格証明書の発行の任務などが与えられた（第97条、97条a項、98条a項）²⁵。1891年の修正では、補習学校通学時間保障義務の違反者にたいして20マルク以下の罰金または3日以下の拘留という罰則規定がもうけられ（第150条4項）、補習学校義務化の実効性が強化された²⁶。1897年の修正においては、徒弟指導資格のひとつとして一定の徒弟年期を経て職人試験に合格していることが条件として規定された（第129条）。そして、職人試験を受けるためには修行証明書と、補習学校・専門学校就学義務があつたものは通学証明書とを提出することが求められた（第131条c項）。徒弟指導資格・職人試験と補習学校とを結び付けることが可能になったのである。イヌングの上級機関として手工業会議所が設置され、徒弟制度の監視、職人試験のための委員会の結成などの任務が与えられることとなった（第103条e項）。また、文書による徒弟契約が義務づけられ（第126条b項）、親方・徒弟の相互の義務、権利が規定された（第127条、同条a～g項）²⁷。そして、1908年の修正で、徒弟指導資格は基本的に親方試験の合格者に与えられることになった（第129条）。親方試験を受験するためには、職人試験に合格し職人として3年以上従事していることなどが求められた（第133条3項）²⁸。こうして、手工業の徒弟制度は近代的な契約関係として再編成され、手工業者組織などにより教育訓練が監視されるとともに、補習学校を通じてその教育機能が補完される体制が形づくられた。

ドイツの諸邦への補習学校就学義務の導入は、初等学校での一般陶冶の補習を目的とする一般補習学校制度によって行われていた。そして、国家の産業振興政策にもとづいて工業・商業・

農業補習学校が制度化されるにしたがい、それら実業補習学校への入学によって補習学校就学義務が代替されるようになっていく。たとえば、ザクセン王国では、1874年の規則により、工業補習学校・農業補習学校通学者は就学義務が免除され、ヴュルテンベルク王国では、1895年の法律により工業補習学校入学者が就学義務を免除されることとなった²⁹。1890年代後半以降、補習学校は工業補習学校として拡充されていくことになるのである。

第2節 工業補習学校の普及の要因

前節においては、手工業の職業教育を振興させるために、一方において徒弟制度を再編成し、他方においてそれを補完するものとして補習学校を位置づける政策がとられたことを概観した。本節においては、その政策のもとで工業補習学校が普及した要因が何であったかを検討する。

その第1にあげられるのは、手工業においては職業教育の過程や目標が明確であったために、それを学校教育にとり入れることが比較的容易になされたことである。手工業の一般的な職業教育は徒弟制度によって行われ、その過程は徒弟—職人—親方の三段階に区分される。その養成訓練をうけるものは、一定の期間の修行をし、作品の提出や試験をうけて上の段階にすすむことができるのである。前述のように、1869年営業令は営業上の制限を廃止し、それにつながる親方試験、職人試験も公的には認めなかった。しかしながら、その後の営業令の改正により職人試験、親方試験が認められ、徒弟指導資格と結びつけられていった。すなわち、ドイツの手工業においては、ある段階から次の段階への教育の移行が法令によって保護され、熟練技能や知識の基準が能力試験という形で一定化されているのである。したがって、工業補習学校においてその教育課程を編成する場合、この公的な養成訓練の過程にあわせて編成し、能力試験を目標として教育内容を編成することが可能となるのである³⁰。

ヴュルテンベルクでは、はやい時期から職業教育の体系が整備され、その工業補習学校はドイツにおいて先進的地位にあった。営業の自由の実施以前の1853年には、王立工業補習学校委員会の通達がだされ、日曜工業学校(Sonntagsgewerbeschule)の授業を日曜日から平日の朝と夕方に行なうようあらため、工業補習学校へと拡充することとした。また、同通達は大都市の工業補習学校について、平日夜間制のものにはなるべく徒弟コースと職人コースの二つの課程を設置するよう指示している³¹。工業補習学校の課程を手工業の養成訓練の過程に対応させて編成しようとしているのである。そして、1855年には任意徒弟試験の実施に関する告示がだされた。これにより、徒弟修業および工業補習学校で修得したことがらについて工業補習学校において徒弟試験が実施され、合格者には証明書が発行されることとなった(商業徒弟に対しては、商業補習学校において同様に実施される)³²。この試験制度によって、徒弟制度による養成訓練のみならず、それを補う工業補習学校においても教育の目標が明確になり、それに応じた教育内容を編成することが可能となるのである。また、徒弟の側においても目標が明確となり、徒弟試験に合格するために工業補習学校の教育をうけることが必要となるのである。以上のように、ドイツの工業補習学校は、課程編成を手工業の一般的養成過程に対応させることができ、その目標を徒弟修業の修了やそのための試験に合わせるができるという条件があったのである。

工業補習学校が普及した要因の第2は、手工業の徒弟年期が長すぎなかったことである。19世紀の後半のドイツにおいては、手工業の徒弟年期は一般的に3・4年であった³³。1897年改正の営業令は、徒弟年期を通常3年ながくとも4年を超えてはならないと規定した(第130条a項)³⁴。この徒弟年期の3年間は学校の修業年限としても長すぎることはない。むしろそれ

は適当な年限であり、徒弟修業とそれを補完する学校教育とを一致させることができるという有利な要因となる。すなわち、徒弟は徒弟修業の開始とともに工業補習学校に入学し、修業と学習とを並行してすすみ、徒弟修業の修了と工業補習学校の卒業とを同時の目標とすることができるのである。また、民衆学校を14歳で卒業して徒弟修業にはいり17歳で年期を終えれば、工業補習学校は民衆学校のうえに直接に接続する3ヵ年の学校ということになる。民衆学校の教育をブランクなしに継続させること（Fortbildung）ができるのである。

実際、工業補習学校の修業年限を3年間とするところが多かったようである。たとえば、メクレンブルク-シュヴェリン大公国の工業補習学校（Gewerbeschule）は、1890年の回章により「手工業の徒弟年期が一般的に3ヵ年であることにもとづき、課程を3段階に編成するものとする」と指示され、徒弟年期に工業補習学校の課程が一致させられているのである。そのほか、プロイセンでは1884年の命令により3等級制を一般的編成とし、バーデンでは1868年の命令により3ヵ年制を通例とするとされている³⁵。以上のように、ドイツにおいては手工業の徒弟年期が学校の修業年限としても適当な長さであり、工業補習学校が徒弟制度を補完するものとしての機能を発揮しやすかったのである。

要因の第3は、工業補習学校の教育内容の編成が、徒弟制度の教育目標に規定されて容易になされたことである。手工業における後継者養成の最終目標は、いうまでもなく熟練技能をもった独立自営の手工業者すなわち親方を養成することである。個々の親方は、製品のデザインの考案から、必要な材料の見積もり、仕入れ、熟練技能による製作、完成した製品の販売、経営の管理までのすべてを、職人や徒弟を使いながら遂行しなければならない。徒弟に対する教育・訓練は、この親方の前段階としての職人を養成することを目標とする。したがって、その教育・訓練の内容は、将来の独立自営の手工業者となるための基本的な技能、知識、精神ということになる。

ところで、この知識、技能などは、個々の手工業の職種に固有なものと、手工業一般に共通するものからなる。すなわち、個々の職種ごとに異なる原材料の仕入れや製品の販売方法・ルートに関する知識などと、営業者一般としての金銭上の計算能力、帳簿管理能力、文書作成能力、必要となる材料を算出するための面積・体積の計算能力などである。また、技能的な面については、職種ごとに固有な工具の使用法、製作手順・方法・技能などに関するものと、デザイン考案のための共通の基礎となる図画、作図能力、幾何学の知識技能などである³⁶。これらの個々の手工業の職種に固有な知識、技能の教育・訓練は、それぞれの親方によって個別になされる。それにたいして、手工業者に共通する知識、技能については、職種の差をこえてある程度集团的に教育することができる。したがって、この後者の面において工業補習学校は徒弟教育を分担・補完することが可能となるのである。たとえばヴュルテンベルクにおいては、前述の1885年の任意徒弟試験の実施に関する告示は、工業補習学校の科目についての試験内容をつぎのように規定している。

1. ドイツ語 a 読み方、b 営業作文（営業紹介状、注文書、提案書、支払書、受領書その他）、
2. 算数（暗算、筆算、メートル法、作業計算、価格計算、割引計算、利息計算、利益計算、損失計算、面積計算、体積計算）、
3. 単式簿記、
4. 受験者の職種に応じた自然科学、
5. 図画（フリーハンド図、見取図、専門図）、手工業に適した手本や模型の大まかな模写、与えられたプログラムによる幾何図の作成。補習学校のその他の科目³⁷。

営業に必要な作文、計算、簿記、および製作の基礎となる図画や計算など、手工業者に共通する事項があげられている。工業補習学校においてはこれらを教育内容としてカリキュラムを編

成することになる。プロイセンにおいても同様であり、前述の1884年の命令は週6時間授業の工業補習学校の授業科目として、ドイツ語、幾何学基礎をふくむ算数、図画をあげている。そして、国語、算数の内容として職業上の作文、単式簿記、利息計算、割引計算、損益計算、面積計算、体積計算など営業や製作に関連する事項をあげている³⁸。

以上のように、独立自営の手工業者を養成することが徒弟制度の最終目標であったがゆえに、工業補習学校は手工業の職種をこえて徒弟に共通に必要な教育内容を設定することができたのである。工業補習学校は、異なった職種の徒弟を対象として共通の教育を行うことが可能であり、地域の大多数の徒弟を吸収することができるのである。したがって、大都市のように同一の職種の徒弟が多数存在しなくとも、中小の都市においても存立することが可能であったのである。

第2章 日本における実業補習学校

第1節 実業補習学校の性格

前章において、ドイツの工業補習学校が手工業の徒弟制度と関連性をもって発展したものであったことを概観した。本節においては、日本の実業補習学校の性格をドイツとの比較で検討することとする。

日本の実業補習学校制度の性格は、工業補習学校に焦点をあてて考えた場合、次の3点をあげることができる。その第1は、日本の実業補習学校は徒弟制度との関連性が法規のうえでは明確ではなかったことである。実業補習学校に関する最初の規程は、文部大臣井上毅を中心として制定された1893（明治26）年の実業補習学校規程である。同規程は「実業補習学校ハ諸般ノ実業ニ従事シ又ハ従事セントスル児童ニ、小学校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授クル所トス」（第1条）として³⁹、対象者をいまだ職業に従事していない者、すなわち徒弟関係にない者にまでひろげている。また、同規程の他の条項や同規程を説明する訓令にも、徒弟制度との関連性をしめす文言はない。これは、その後の1902（明治35）年および1920（大正9）年の改正規程においても同じである。

ところで、井上文部大臣は実業補習学校が徒弟制度と関連性をもった教育機関であることの認識をもっていた。実業補習学校規程の起草の初期の段階において、井上は立案の基本方針を雑誌などに公表している⁴⁰。そこには、日本においては徒弟学校ではなく実業補習学校の制度化が必要であるとする理由がつぎのように述べられている。

職工養成を目的とし手工実技を教ふる所の所謂徒弟学校も亦実業教育施設の一の方法なりと雖とも、我現今の職工社会の事情如何を相照応せざるへからず、我邦の職工には年期徒弟の旧慣あり、此の旧慣に由りて師弟相安し以て徒弟を養成するに未だ甚しき不便を感じるに至らず。

徒弟制度の教育機能が残存している現実から、手工実技を教える徒弟学校ではなく実業補習学校が日本の実情に適しているとしているのである。ドイツの工業補習学校が徒弟制度と関連性をもち、徒弟や職人を対象とする学校であったということは、井上のもとに情報としてもたらされていたようである。ドイツの工業補習学校に関する状況や法令は、1893年に文部大臣官房秘書課によって『独国職工学校大要 孛国補習学校ニ関スル諸令規』として編集刊行されている⁴¹。その内容は実業補習学校規程や徒弟学校規程の立案のさいの典拠のひとつとなったとされる⁴²。同書は、ドイツ帝国営業令の補習学校就学義務に関する諸条項を「徒弟補習学校ノ設置及就学ニ関スル千八百八十三年七月一日ノ帝国工業条例ノ規定」と題して紹介している。営

業令の規定する義務制の補習学校は「徒弟補習学校」と表記され、それが徒弟を対象とする学校であることが示されている。また、その規定にもとづく地区規則案、警察令案を「手工業工友助手及徒弟ノ補習ニ関スル町規則」「手工業者補習学校ノ就学ニ関スル警察令」として紹介している。これら町規則、警察令に共通する条項として「町内ニ永続居住シ且ツ其地ニ於テ工業的若クハ製造業的ノ工業ニ従事スル工友助手及徒弟ニシテ年齢未タ十八歳ニ満タサル者ハ必ス手工業補習学校ニ就学スヘキ義務アルモノトス」とあり、徒弟、助手（Gehilfe 手伝職人）、工友（Geselle 職人）が就学義務の対象であることが示されている⁴³。以上のように、井上毅は実業補習学校が徒弟制度と関連性をもった教育機関であることの認識を持っていたのである。そして、それにもかかわらず、その教育対象をまだ徒弟関係にはいっていない、職業に従事する前の者にまで広げたのである。その理由は、つぎの第2の性格と関係すると思われる。

日本の実業補習学校の第2の性格は、実業補習学校の目的が小学校教育の補習と職業の教育とに二元的に規定されていることである。実業補習学校規程第1条は、前掲のように「小学校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授ク」として、小学校教育の補習と職業の教育とを並列させている。この目的規定は、通説においては『独国職工学校大要 孛国補習学校ニ関スル諸令規』のプロイセンの1874年の規定から採られたものと言われている⁴⁴。しかしながら、日本の目的規定はプロイセンの規定をそのまま取り入れたものではない。プロイセンの規定の原文を訳せば「生徒の民衆学校教育を強化、補充し、そして生計能力と職業能力とを高める方向に拡大することを目的とする」となり、民衆学校教育を基礎としてその延長に職業教育が位置づけられているのである。1884年になるとプロイセンの工業補習学校は、職業教育により重点を置いたものに軌道修正される。この事情は前掲の『独国職工学校大要 孛国補習学校ニ関スル諸令規』に紹介されている。井上は、民衆学校教育の継続に重点をおく1874年の規定を取り、それを小学校教育の補習と職業の教育とにわけ、並列させる形にして目的を規定したのである⁴⁵。

井上は前掲の実業補習学校規程の立案の基本方針において、尋常小学校卒業者にたいして小学校教育の補習と実業の初歩教育とを受けさせることの意義をつぎのように述べている⁴⁶。

蓋し此等の年少は家にありて多くは未だ恒心あらず、日夕類を求めて追隨し三々五々群居嬉遊し、且精気発動の時に際し志気未だ定まらざるか故に、或は悪習に誘はれ終身の方向を誤る者往々にしてあり。此の時に於て社会は之を教育して生産的の良民たらしむべき義務あるものとす。

義務教育を受けただけの不安定な少年期をすごす者を、悪習慣に染まることから守り、彼らを生産的な良民に教育するというのである。実業補習学校は、職業の教育と小学校教育の補習とによって生産的な良民を形成できる機関として意義づけられている。すなわち、実業補習学校は、その対象を徒弟におき徒弟制度の教育機能を補完するものとしての性格をもつだけでなく、尋常小学校卒業の年少者一般を対象とする良民形成の機関としての性格をもつものであった。井上毅が、実業補習学校と徒弟制度との関連性を認識していながらも、教育の対象を徒弟などに限定せずに職業に従事する前のものにまで広げたのは、この良民形成の機能への期待によるものであったと思われる。

第3の性格は、日本の実業補習学校政策が徒弟制度の維持・再編成の政策をともなわなかつたことである。前章でみたように、ドイツにおいては手工業の教育機能を強化するために、一方において徒弟関係を近代的な契約関係としてイヌングや手工業会議所による徒弟制度への規制を行い、他方において補習学校などの学校教育の利用を促進する政策をとった。これにより、

工業補習学校は徒弟制度による職業訓練を補完するものとして普及・発展する条件が与えられることとなった。これに対して、日本においては徒弟制度を維持・再編する政策はとられず、実業補習学校の制度化のみが行われたのである。

明治維新政府は、商工業の自由な発展を促すために封建権力と結びついた特権的な株仲間を解体させるための一連の政策をとった。この株仲間解体によるギルド的規制の崩壊と商品経済の発展のなかで、日本の徒弟制度もドイツと同様に危機におちいる。1884（明治17）年の農商務省編『興業意見』は、師匠と弟子との間の弊害について次のようにのべている⁴⁷。

師弟間ノ弊害ヲ挙レハ、年季中他ノ誘引ヲ受け、或ハ自ラ逃走シテ他ノ師ニ就キ、或ハ他ノ傭主ヲ求ムルアリ、年季中師ノ秘法ヲ奪ヒ其営業ヲ妨クルアリ、年季終ラス其業ノ未熟ナルヲ顧ミス早く自立スルアリ。是レ弟子間ニ行ハル弊害ナリトス。又師匠ニ於テハ其弟子ヲ職業上ニ使役セスシテ、家事上ニ使役シ、或ハ之ヲ虐使スルアリ、師タルノ技倆ナクシテ漫リニ弟子ヲ引受クル等ハ師ニ属スル悪弊ナリ。

すなわち、師弟間の弊害として年期途中で弟子が逃走して他の師匠や雇い主に就いてしまうこと、年期途中で技能が未熟であるにもかかわらず自立してしまうこと、師匠の秘法を盗んで師の営業妨害をすること、師匠が弟子を家事にのみ使うこと、師匠としての技倆がないものが弟子をとることが挙げられている。すなわち、師匠と弟子との関係が弛緩し徒弟制度の教育機能が衰退しつつあったのである。ドイツの19世紀後半の状況と似た状態にあったといえよう。この状況にたいして、農商務省は「師弟間ノ権理義務ヲ明カニシテ、弊害若クハ苦情ナカラシムル」ために徒弟条例を制定することを計画する⁴⁸。

徒弟条例ノ要領

- 一、弟子ヲ引受クル者ノ制限ヲ定ムル事
- 一、契約ノ制限ヲ定ムル事
- 一、修業試験時間ヲ定ムル事
- 一、師弟一般ノ権利義務ヲ定ムル事
- 一、年季中双方直ニ解約スル場合ノ制ヲ設クル事
- 一、卒業証書ノ制ヲ設クル事
- 一、弟子ノ脱走ニ関スル制規ヲ設クル事

徒弟制度が契約関係であることを法制化し、師匠と弟子の双方を規制して徒弟関係の弛緩を改善しようとするものであった。教育機能の面については、師匠として弟子をとる者に制限を加えることや、年期修了を卒業証書によって明確にすることが挙げられている。ドイツのような、同業組合や手工業会議所による職人試験、親方試験を通じて、徒弟制度の教育機能を積極的に規制することまでは意図されていない。このような農商務省の徒弟条例制定の努力は、東京商工会や農商務省の諮問機関の勸業会などによって支持されながらも、その後の工場制工業の発展と産業資本の確立にはばまれ、1911（明治44）年の工場法、1919（大正8）年工場法施行令まで実現することはなかった。

以上のように、農商務省による徒弟条例制定の企図がはばまれるなかで、文部省による実業補習学校の制度化が1883年に実現したのである。日本においては、徒弟関係の弛緩は放置され、本体としての徒弟制度そのものの教育機能を強化する政策はとられることなく、ただ単にそれを補完するものとしての実業補習学校のみが制度化されたのである。

第2節 工業補習学校普及の阻害要因

前節において、日本の実業補習学校制度の性格を工業補習学校に焦点をあてて検討した。本節では、それを前提として日本において工業補習学校の普及をさまたげた要因が何であったのかを考察することとする。

まず、その第1の要因としてあげられるのは、工業補習学校が手工業の教育訓練体系の拡充政策のなかに位置づけられなかったことである。前述したように、ドイツにおいては手工業の教育を強化するために、一方において徒弟制度を維持・再編し、他方においてそれを補完するものとして補習学校を義務化する政策をとった。ドイツの工業補習学校は手工業の教育訓練体系の拡充政策のなかに位置づけられていたのである。これにたいして、日本においては徒弟制度を維持・再編成する政策は、農商務省で検討されながらも長いあいだ実現をみなかった。文部大臣井上毅は、実業補習学校規程の起草の初期の段階において、ドイツの営業令にならい実業補習学校の就学時間の保障義務を工業者に課する構想をもっていた⁴⁹。これは、徒弟制度の維持・再編成が実現されない状況のもとで制度化されることなく終わっている。また、前節において見たように、日本の工業補習学校は徒弟制度との関連性そのものが、法制度のうえで明確ではなかったのであった。日本においては、徒弟制度の再編成による教育機能の強化と、工業補習学校の利用の促進とを結び付ける政策はとられなかったのである。したがって、徒弟制度の衰退の過程において、工業補習学校はその普及の基盤をうしない、機能を発揮すべき場を見出せなくなったのである。

要因の第2は、日本の徒弟制度においてはドイツのような「職人」、「親方」などの徒弟指導資格や熟練技能の基準となるものが公的には認められていなかったことである。前節でのべたように、農商務省は徒弟条例を制定して「弟子ヲ引受クル者ノ制限ヲ定ムル事」、「卒業証書ノ制ヲ設クル事」を計画していた。また、民間の側からも1891（明治24）年に佐久間貞一により、「通常の使用人又は日傭人足」から「幾分の教育と鍛練を要す」る職工を区別してその地位を高めるために、「職工の資格を確定し職工証を付与」すべきことが提唱された⁵⁰。しかしながらこれらは、実現されることなく終わっている。ドイツのような徒弟指導資格としての親方資格やその前段階としての職人資格は成立しなかったのである。また、徒弟修行を通じて獲得された熟練技能も、公的に証明されるものとはならなかったのである。日本の手工業においては、年期修了や職人としての独立の認定は伝統的に個々の親方の判断にまかされており、株仲間などの組織が一定の基準をもうけて試験などによってそれを認定することはない。近代以降の工場工業においても、日露戦争以前においては技能水準の低さや分業の細分化が進んでいなかったことから、工場内の職工の技能を平準化することは必要とされなかった⁵¹。職人や職工として共通に身につけるべき技能・知識は、社会的に一定したものとしては示されていなかったのである。

職人や職工としての資格がない以上、それを養成するための組織的な教育機関を設立する必要性は薄くならざるをえない。また、職人や職工としての技能・知識の明確な基準が存在しないために、学校が職人や職工を養成するための教育課程を編成することもできにくくなる。そのため、工業補習学校を設立しても、徒弟に対して職人となることを目標に掲げて就学の奨励をおこなうことはできないのである。また、徒弟にとって徒弟修行をすることと工業補習学校の教育を受けることが共通の目標の下のこととはなりにくいのである。ドイツとは違い、手工業の一般的な養成訓練の過程を学校教育にとり入れることは容易ではなかった。日本においては、職人を養成するための工業補習学校は成立しにくかったのである。

第3の要因は、日本の手工業の徒弟年期が比較的長期間であったことである。東京工業学

校附属職工徒弟学校主事三宅正雄は、1892（明治25）年に京都、大阪、愛知、広島における大工、建具、指物、鍛冶、鑄造、陶器業、染工業、蒔絵師、彫刻師等の徒弟制度の実状を調査している⁵²。その報告は、徒弟修行に入る年齢については「多少年齢に差異ありと雖ども、大概十三四歳前後の者を養成するを以て普通とせり」と、13・4歳で徒弟修行に入るのが通例であるとしている。そして、徒弟年期に関しては、「維新前に在りては、十ヶ年間の契約を結ぶは、一般の習慣なりしか、今日に至りては、短縮して或は八ヶ年、或は六ヶ年となれり」と、短縮傾向にあったとしても6～8ヶ年の長期間であったことを報告している。そして、その年期のうち「最初二三年間は、職業に必要なならざる種々の雑事に役使するは、普通一般の事なり」とし、最初の2・3年間は職業には直接関係のない雑事すなわち家事、仕事場の掃除におもに従事させられ、その余暇に道具の使い方などの基本的なことがらを「見習ひ聞き覚へて」いくのであるとしている。すなわち、日本の手工業の徒弟制度においては、13・4歳で徒弟修行には入り年期は6～8年間とながく、しかもその最初の2～3年間は雑事に使われて直接的な技能の訓練はあまり行われないのである。

前節でみたように、ドイツにおいては徒弟年期が3年程度と比較的に短かったがゆえに、工業補習学校の課程を徒弟修行の開始と修了に対応させて編成することが可能であった。ところが、日本においては徒弟年期が6～8年と長すぎるために、工業補習学校の教育課程をそれに対応させて編成することは困難となる。徒弟修行の開始とともに工業補習学校に入学させ、修行の修了とともに卒業させるようにしようとするれば、工業補習学校の修行年限が6～8年となって長くなりすぎてしまうのである。徒弟にとって、年期修行をすることと工業補習学校の生徒として通学することが一つのものとして重ね合わさらないのである。1893年の実業補習学校規程の発布にさいして出された訓令は、学校での教育と学外での実践との関係について次のようにのべている。「実業ノ学科ヲ教授シテ平易ノ解釈ヲ下シ、生徒カ学校ノ外ニ在リテ實際ニ操作スル所ノ事物ト学校ニ於テ習フ所ノ学科ト反映照応シテ、彼レ自ラ了得セシムルヲ以テ目的トス」⁵³。学校での学科と学外での実践とを反映照応させて、生徒自身に理解させるというのである。ところが、徒弟年期の最初の2・3年間は雑役におわれ技能の訓練はあまりなされないのであるから、その間は学科と実践とを反映照応させることは無理である。実業補習学校規程は、入学者の学力程度を尋常小学校卒業以上とし（第2条）、教育の目的を「小学校教育ノ補習」と「職業ニ要スル知識技能」の教授においている（第1条）。徒弟修行にはいる年齢は13・4歳で、しかも本格的な技能の訓練が開始されるのはその2・3年後であった。したがって、学外での実践と学校での学科とを反映照応させられるように工業補習学校の入学年齢を設定しようとするれば、それは15・6歳以上となって尋常小学校の卒業の年齢10歳との差が開きすぎることになる。目的の一つの「小学校教育ノ補習」も間があきすぎて困難とならざるを得ない。ドイツにおいては、工業補習学校は制度上義務教育の民衆学校のうえに直接に接続するものとして、学校体系上の連続性がとれた。しかしながら、日本の工業補習学校は徒弟修行との関連性をはかれば、義務教育の尋常小学校との連続性がとれないのである。逆に、学校体系上の連続性をはかれば徒弟修行による実際的訓練との関連性がとれないのである。すなわち、日本においては学校体系と徒弟制度とにくいちがいがあるのであり、それは前述の第2の要因とあいまって手工業の養成訓練の過程を学校教育に取り入れることを困難とさせたのである。日本の工業補習学校は、学校体系上徒弟制度を補完するものとして発展することができにくいのであった。

第4の要因は、工業補習学校が、手工業の徒弟を対象として職種の違いを越えた共通の教育

内容を設定することが困難であったことである。それは、日本の手工業の分業体制および職人の従属性に起因している。明治維新政府のとった株仲間の解体政策により、手工業の職人はつぎのように再編成された。①従来の独立手工業者が工場の職工＝賃労働者に転化する。②大工、左官などの出職人が、資力のある親方職人＝請負人の配下職人として従属する。③鋳職、蒔絵師などの居職人が、問屋制商業資本に従属しその家内労働者に編成される。つまり、手工業者の8割は独立性を失い、請負人、問屋資本のもとに隷属し、社会の下層に属することになったのである⁵⁴。そして、この手工業者の再編成のうえに、日本の地場産業組織の主要な特徴としての社会的分業体制が成立することになる。すなわち、細分化した製作工程を担当する専門業者＝下職を、問屋資本が組織・統括して製品を生産し販売する産業組織である。この社会的分業体制の要に位置する問屋資本のなう機能は、現代的に言えば、①市場調査、製品開発、デザイン開発などのマーケティング機能、②下職へのデザイン、数量、納期の指示などをおこなう生産管理機能、③製品の仕入れ、販売などの流通機能、④仕上げ加工などの一部の生産機能などである。これに対して、多数をしめる下職は指示されたとおりに製作することに専念すればよいのである。下職は経営の核心的な機能のマーケティング機能を問屋資本に依存しているため、彼らにたいして従属的地位におかれることとなる⁵⁵。

この社会的分業体制のもとでは、問屋資本には、熟練技能だけではなくデザイン能力、製品開発能力、市場調査、仕入れ、販売などの経営能力、下職を統括する管理能力など多様な能力が要求される。一方、下職は、問屋資本の傘下にはっていれば熟練技能さえあれば生活が成り立つのであり、デザイン能力や経営能力などは必ずしも必要とはならないのである。このことを、漆器の輪島塗で見てみよう。輪島塗の製作工程は、明治初期において素地部門：挽物師、指物師、曲師、髹漆部門：塗師、加飾部門：沈金師、蒔絵師、の3部門6職に分化していた。そして、これら6職のうちの塗師屋がマーケティング機能、生産管理機能、流通機能と一部の生産機能を掌握しており、他の5職は塗師屋からの発注があつてはじめて自己の業務に従事することができた。素地部門、加飾部門の5職は塗師屋を親方としてこれに隷属する関係におかれていたのである⁵⁶。

この漆器業の徒弟を対象として工業補習学校の教育内容を編成するとすれば、これら6職に必要な知識・技能は何であろうか。前述の文部省の訓令は、工業補習学校の主要な実業科目を図画においている。漆器の製作工程において、図画の知識・技能が必要とされるのは、マーケティング機能を握る塗師屋の親方および加飾部門の2職であろう。素地部門の3職は塗師屋の指示により木地生産を行うので、デザインなどの図画の知識・技能を学校教育においてあえて教育される必要性はないであろう。また、普通教育の面についてはどうであろうか。ドイツの工業補習学校においては作文や算数は独立の営業者としての経営能力を形成するものという意味があつた。輪島塗においては、塗師屋がマーケティング機能、流通機能などを掌握しており、他の5職はこれに隷属していた。塗師屋以外の5職には独立の営業者としての性格はない。したがって、彼らには学校教育によって営業のための能力を形成しておく必要性はないのである。塗師屋以外の5職の徒弟にとっては、作文、算数などは実業補習学校規程のと通りの「小学校教育ノ補習」でしかない。工業補習学校の教育は、漆器業の職人となるためにあえて必要となるものではないといえる。以上のように、漆器業6職の徒弟を対象として、彼らに共通に必要な教育内容を設定することは困難であったのである。工業補習学校を設置しても、その教育を必要とするものは塗師屋の子弟や徒弟など一部のものにすぎない。輪島町には1895（明治38）年に商工補習学校が開設されたが、恒常的な不振状態におかれていた。その原因は、徒弟

がパートタイム制の補習学校にも「参加できない劣悪な労働条件におかれて」いたことに加えて⁵⁷、徒弟の多くが工業補習学校の教育を必要としなかったことにもよると思われる。日本においては、手工業の分業体制と職人の従属性とにより、職種や専門の違いをこえて共通の教育を行うことが困難であった⁵⁸。したがって、工業補習学校を設置しても地域の大多数の徒弟を吸収することができにくい。ドイツとは異なり、手工業者が多数存在する都市や町においても、工業補習学校は存立することが難しかったのである。

おわりに

以上、ドイツの工業補習学校との比較から、日本において工業補習学校が普及、発展しなかった要因を検討した。そこから見られる日本の実業補習学校の特徴を以下にまとめてみたい。

日本の手工業においては、徒弟指導資格としての親方の地位やその前段階としての職人の地位は公的に認められるものとはならず、また職人試験、親方試験も成立しなかった。学校教育によって徒弟制度による職業教育を補完しようとしても、その教育の目標が明確とならないため、課程の編成が困難とならざるをえない。手工業における教育の過程を学校教育にとりいれることができないのである。また、徒弟制度と学校体系を一致させることも困難であった。徒弟制度による職業教育を、工業補習学校が補完する形態が成立しにくいのである。日本においては、産業と教育との連携という場合、個々の産業団体・企業と工業補習学校との連携⁵⁹が成立する以前に、手工業一般における職業教育と学校における教育との連携が成立しえなかったのである。日本における実業補習学校は、学校外での職業教育との連携で職業教育を行う教育機関ではなく、単独で職業教育を行う、まさに「簡易ナル」職業教育の学校とならざるをえなかったのである。

日本の手工業の職人は、細分化された分業体制のもとに置かれ、それを統括する問屋資本のもとに従属していた。この従属性ゆえに、工業補習学校の普通教育は、職業生活に必要な学力を形成するものとしての意味を持ちえなかった。その意味で日本の実業補習学校は、規程に定められる「小学校教育ノ補習」と「職業ニ要スル知識技能ヲ授」けるという、併行する2つの目的をもった教育機関であった。それは、実業・補習学校であって、実業的補習学校ではなかったのである。

〔注〕

- 1 海後宗臣編『井上毅の教育政策』東京大学出版会、1968年、pp.694-700.
- 2 細谷俊夫『技術教育概論』東京大学出版会、1978、p.135. 山口富造「勤労青少年の技術教育—実業補習学校・青年学校など—」（生活科学調査会編『産業技術教育講座』第1巻、歴史的背景、医歯薬出版、1958年）pp.226-227. 国立教育研究所編刊『日本近代教育百年史』第9巻、産業教育1、1974年、p.284. 産業訓練白書編集委員編『産業訓練百年史』日本産業訓練協会、1971年、p.103.
- 3 国立教育研究所編前掲書、第7巻、社会教育1、1974年、p.590.
- 4 細谷前掲書、pp.135-136. 山口前掲論文、p.226.
- 5 吉富啓一郎「わが国における工業補習学校の成立基盤に関する研究（1）」（『九州大学教育学部紀要』12、1967年3月、pp.58-61.
- 6 清原道寿「わが国における産業技術教育の展開 総説」（生活科学調査会編前掲書）p.143. 産業訓練白書編集委員編前掲書、pp.102-103.

- 7 清原前掲論文, p.143.
- 8 山口前掲論文, p.232.
- 9 吉富前掲論文, pp.63-64.
- 10 産業訓練白書編集委員編前掲書, p.103.
- 11 ドイツ語の gewerbliche Fortbildungsschule は一般的には「実業補習学校」と訳されているが, 本稿では「工業補習学校」として記述する。19世紀末の事典によれば, Gewerbe とは, 原材料を加工して交換価値を生産する産業部門を言いあらわしており, 農業・畜産・漁業・林業・採鉱・商業・運輸・医療・教育等とは区別されるものであるとされている (K. Bücher, Gewerbe, in: J. Conrad et al. (Hrsg.), Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 2. Aufl., 4. Bd. Jena 1900, S.360-361). Gewerbe とは, 日本の工業や手工業に関連する産業部門といえよう。また, Fortbildungsschule (補習学校)の種類としては, allgemeine Fortbildungsschule (一般補習学校), kaufmännische Fortbildungsschule (商業補習学校), landwirtschaftliche Fortbildungsschule (農業補習学校), gewerbliche Fortbildungsschule などがあげられる。そして, 後述のように gewerbliche Fortbildungsschule の教科目はドイツ語, 算数, 図画, 模型製作などである。したがって, 学校種としての gewerbliche Fortbildungsschule とは, 日本でいう実業補習学校一般を意味するものではなく, 工業や手工業の補習学校を意味するものである。
- 12 R. Bauer, Gewerbliche Fortbildungsschule, in: W. Rein (Hrsg.), Encyklopädisches Handbuch der Pädagogik, 2. Aufl., 3. Bd., Langensalza 1904, S.576.
- 13 大塚忠『労使関係史論—ドイツ第二帝政期における対立的労使関係の諸相—』関西大学出版部, 1987年, p.48. Alfred Kühne, Die Fortbildungsschule, in: Die Jugendlichen Arbeiter in Deutschland, VI, Schriften der Gesellschaft für Soziale Reform, 4. Bd., Heft 7, Jena 1912, S.35.
- 14 大塚同前, pp.48-49.
- 15 同前, p.49.
- 16 佐々木英一「ドイツ工場学校 (Werkschule) の研究—1920年代までの発展過程とその実態—」(『日本の教育史学』第24集, 1981年)。
- 17 工場工業とのかかわりでの分析は, また稿をあらためて行うこととする。
- 18 山崎高哉「ドイツ補習学校制度発達小史 (1642-1900)」(『天理大学学報』第21巻5号, 1970年3月) pp. 5-8.
- 19 高木健次郎『教育改革と市民社会』成文堂, 1972年, p.141.
- 20 八林秀一「1870年代ドイツにおける徒弟制度の再編—帝政期ドイツ手工業立法の一側面—」(岡田与好編『十九世紀の諸改革』木鐸社, 1979年) pp.230-236.
- 21 高木前掲書, pp.120, 123-124.
- 22 以下から本節の終わりまでは, 高木前掲書, 高木健次郎「ドイツ手工業概説」(1)~(5) (立正大学経済学会『経済学季報』第13巻第3・4号~第16巻第1号, 1963年12月~1966年9月, 八林秀一「ドイツ帝政期における手工業者『保護』とイヌング『復活』について—1881年営業令修正令をめぐって—」(岡田与好編『現代国家の歴史的源流』東京大学出版会, 1982年, 大塚前掲書, 寺田盛紀『近代ドイツ職業教育制度史研究—デュアルシステムの社会史的・教育史的構造—』風間書房, 1996年, その他を参照した。
- 23 Gewerbeordnung für den Norddeutschen Bund は, 工業, 手工業, 商業を対象として営

業の自由を確立したものであり、この場合の Gewerbe は工業・手工業に限定されるものではない。したがって、法令名称に関しては通例どおりに「営業」の用語を使用する。八林前掲「1870年代ドイツにおける徒弟制度の再編」p.205.

- 24 Bundes-Gesetzblatt des Norddeutschen Bundes, 1869, S.269, 八林同前, pp.205-208.
- 25 Reichs-Gesetzblatt, 1881, S.233-234.
- 26 Ibid., 1891, S.287.
- 27 Ibid., 1897, S.687, 696-699, 700, 703.
- 28 Ibid., 1908, S.356-357, 359.
- 29 Oskar Pache (Hrsg.), Handbuch des deutschen Fortbildungsschulwesens, 1 Teil, Wittenberg 1896, S.56, 66.
- 30 Friedrich Lembke, Die ländliche Fortbildungsschule, in: Alfred Kühne (Hrsg.), Handbuch für das Berufs- und Fachschulwesen, 2. Aufl., Leipzig 1929, S.245-246.
- 31 石井正司「ドイツにおける産業技術教育の発達」(前掲『産業技術教育講座』第1巻) pp.45-48. O. Pache, ibid., 2 Teil, 1897, S.66.
- 32 Ibid., S.81-85, 大塚前掲書, p.38.
- 33 八林前掲「1870年代における徒弟制度の再編」p.222, 寺田前掲書, pp.130-135.
- 34 Reichs-Gesetzblatt, 1897, S.701.
- 35 O. Pache, ibid., 1 Teil, 1896, S.89, ibid., 2 Teil, 1897, S.26, 102.
- 36 このような、技能のみでなく技術的な知識や事務能力をももつ者としての手工業者のタイプは、営業の自由導入以後の手工業経営の規模増大と拡充にともなって成立したものとされ、19世紀末においても手工業者のこれらの能力は低かった(八林秀一「帝政期ドイツの手工業—全国営業経営統計の分析を中心に—」『東京大学経済学研究』第20号, 1977年, pp.87, 91). 工場工業との対抗のためには、手工業者にとってこれらの能力がますます必要となり、工業補習学校の教育の必要性を高めたものと思われる。
- 37 O. Pache, ibid., 2 Teil, S.82.
- 38 Ibid., S.23-24.
- 39 『法令全書』明治26年, 省令, p.458.
- 40 「井上文部大臣の実業補習学校施設に関する意見」(『教育報知』第378号, 1893年7月15日) pp.20-21.
- 41 井上毅文書, 梧陰文庫B-2830.
- 42 内田紘『明治期学制改革の研究—井上毅文相期を中心として—』中央公論, 1968年, pp.351-360.
- 43 前掲, 梧陰文庫B-2830, pp.16-21.
- 44 内田前掲書, p.355.
- 45 拙稿「実業補習学校制度の成立とその特質—ドイツとの比較において—」(『広島大学教育学部紀要』第1部, 第33号, 1985年).
- 46 前掲「井上文部大臣の実業補習学校施設に関する意見」p.21.
- 47 農商務省編『興業意見』1884(明治17)年(大蔵省編纂, 大内兵衛・土屋喬雄校『明治前期財政経済史料集成』第20巻, 明治文献資料刊行会, 1964年) pp.691-692.
- 48 同前, p.691.
- 49 井上毅文書, 梧陰文庫B-2652「市町ニ於ケル実業補習学校ニ関スル要件」.

- 50 佐久間貞一「職工の資格を論ず」（『東京経済雑誌』第587号，1891年8月29日）pp.321-322.
- 51 隅谷三喜男編著『日本職業訓練発展史 上 先進技術土着の過程』日本労働協会，1970年，pp.163, 168.
- 52 「徒弟教育に関する報告」（『大日本教育会雑誌』第129号，1893年6月25日）pp.1110-1128.
- 53 『法令全書』明治26年，訓令，p.157.
- 54 隅谷三喜男『日本賃労働史論—明治前期における労働者階級の形成—』第二版，東京大学出版会，1974年（初版1955年），pp.37-52.
- 55 山崎充『日本の地場産業』ダイヤモンド社，1977年，pp.92-97.
- 56 佐藤守，佐田玄治，羽田新，板垣幹男『徒弟教育の研究—漆器徒弟の社会史的分析—』御茶の水書房，1962年，pp.141-144.
- 57 同前，pp.100-101.
- 58 これに対して，ドイツでは商業資本による問屋制家内工業の形での手工業者の支配は1890年代後半から衰退傾向にあったとされる（八林前掲「帝政期ドイツの手工業」pp.82-84）.
- 59 細谷前掲『技術教育概論』pp.137-138，吉富前掲「わが国における工業補習学校の成立基盤に関する研究（1）」pp.67-68.